

申告に必要なもの

申告書または確定申告のお知らせ(届いた方)



マイナンバーカード



※お持ちでない方はマイナンバーを確認できる書類および運転免許証など身元確認ができるもの

前年の申告書の控え



本人名義口座番号が分かるもの(預金通帳など)



筆記用具



印鑑



※新型コロナウイルス感染症対策のため、ご自身でご持参ください。

所得確認に必要なもの

- ・給与、公的年金の源泉徴収票
- ・収支内訳書(営業・農業・不動産収入のある方)

※収支内訳書は必ず事前作成してください

各種控除の申告に必要なもの

- ・医療費控除の明細書(医療費控除を申告する方)
 ※令和2年分申告から医療費控除は、領収書の提示、添付のみでは受け付けません
 必ず医療費控除の明細書を作成してください
- ・保険料控除証明書(社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を申告する方)
- ・寄付した団体の領収書など(ふるさと納税などの寄付金控除を申告する方)

介護保険と医療費控除

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口)、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で証明書の交付ができる場合があります。



介護保険の認定を受けた方の障害者控除

令和3年1月下旬に障害者控除の対象となることを見込まれる方に申請書を送付します。「認定書」が必要な方は高齢福祉課までお越しください。

- ※審査の結果によって「認定書」の発行対象外となる場合があります
- ※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください

▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

新型コロナウイルス感染症に関する給付金などの税務上の取り扱いについて

注意!

新型コロナウイルス感染症などの影響で国などから支給される主な助成金などの税法上の取り扱いは以下の通りですので、申告の際はご注意ください。

課税対象	持続化給付金
	休業協力金
	雇用調整助成金
非課税対象	特別定額給付金(10万円)
	子育て世帯への臨時特別給付金

※一例ですので、表にない助成金などについては、交付先または国税庁HPをご確認ください



▲ 国税庁HP